

令和 7 年御嵩町議会第 2 回定例会会議録

1. 招集年月日 令和 7 年 6 月 4 日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和 7 年 6 月 4 日 午前 9 時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第 4 号 令和 6 年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 議案第 35 号 令和 7 年度御嵩町一般会計補正予算（第 2 号）について
 - 議案第 36 号 令和 7 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
 - 議案第 37 号 令和 7 年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
 - 議案第 38 号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第 39 号 財産の取得について
 - 議案第 40 号 財産の取得について

議事日程第1号

令和7年6月4日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

（1）会期

（2）会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 4件

（1）定例監査実施報告書

（2）随時監査実施報告書

（3）財政援助団体等監査実施報告書

（4）例月現金出納検査の結果について（報告）（令和7年2月分から4月分まで）

町長報告 1件

報告第4号 令和6年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第5 議案の上程及び提案理由の説明 6件

議案第35号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について

議案第36号 令和7年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第37号 令和7年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第38号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 財産の取得について

議案第40号 財産の取得について

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 鈴 木 篤 志	2番 広 川 大 介
3番 山 田 徹	5番 可 児 さとみ	6番 鈴 木 秀 和
7番 清 水 亮 太	8番 奥 村 悟	9番 伏 屋 光 幸
10番 高 山 由 行	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡 辺 幸 伸	副 町 長	筒 井 幹 次
教 育 長	奥 村 恒 也	総務部長兼 庁舎整備室長	山 田 敏 寛
企 画 部 長	岡 本 拓	民 生 部 長	中 村 治 彦
建 設 部 長	早 川 均	教育参事兼 学校教育課長	高 木 雅 春
総 務 課 長	土 谷 浩 輝	企 画 課 長	荻 曾 弘太郎
まちづくり課長	栗谷本 真	税 務 課 長	丸 山 浩 史
住民環境課長	金 子 文 仁	保険長寿課長	日比野 克 彦
福祉子ども課長	瀬 瀬 泰 浩	農 林 課 長	大久保 嘉 博
上下水道課長	木 村 公 彦	建 設 課 長	古 川 孝
亜炭鉱廃坑 対策室長	有 国 敦 夫	会 計 管 理 者	塚 本 政 文
生涯学習課長	渡 辺 一 直		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	日比野 浩 士	議 会 事 務 局 書 記	井 上 美佐子
--------	---------	------------------	---------

開会の宣告

議長（大沢まり子さん）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

したがって、令和 7 年御嵩町議会第 2 回定例会は成立しましたので、開会いたします。

なお、中日新聞可児通信部様より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第 1 項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくお願いいたします。

招集者、町長より挨拶をお願いいたします。

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

おはようございます。

今朝、新聞で「Fushi☆rock（フシロック）」の記事が載ってございましたけれども、長年の活動、大変感謝申し上げますとともに、今後広がってくるといいかなという、記事どおりでございますけれども、そんなことを思っておりました。

本日は、令和 7 年御嵩町議会第 2 回定例会を招集させていただきましたところ、御参集を賜り誠にありがとうございます。提出いたします案件につきまして御審議を賜ります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、3 月の第 1 回定例会以降の町政及び本町を取り巻く話題のうち、主な事柄について何点か御報告を申し上げます。

初めに、第42回全国都市緑化ぎふフェアについて申し上げます。

この全国都市緑化フェアは、国民一人一人が緑の大切さを認識し、緑を守り楽しめる知識を深めるなど、都市緑化の意識の普及や高揚を図ることを目的に、昭和58年から毎年全国各地で開催されている国内最大級の花と緑の祭典でございます。岐阜県では初の開催であり、ぎふグリーン・ライフフェスティバル2025という愛称で、4月23日から6月15日までの54日間、県内7会場で開催をされております。

このぎふフェアでは、7つの会場それぞれにテーマを設け、各会場のテーマにちなんだ特設ガーデンの展示や、岐阜県の豊かな地域資源を紹介するイベントの開催など、自然と共生した清流の国ぎふの暮らし、グリーンライフを体感・体験する多彩な取組が展開されております。可児市のぎふワールド・ローズガーデン会場では、県内市町村の出展花壇、県内市町村コンテ

ナガーデンでございますが、展示され、本町の花壇も出展をしております。開催期間も残り僅かとなっておりますので、皆様お誘い合わせの上、ぜひ御来場いただけるとありがたいです。

続いて、先月25日に開催されました第42回みたけの森まつりについて申し上げます。

当日は雨の予報もあり、開催も危ぶまれましたが、1,100人の方に御参加いただき、新緑が映えるみたけの森で丸太切り体験や防災ゲームなどを楽しんでいただくことができました。また、本年は70周年記念冠事業として、例年実施しているお楽しみ抽せん会の景品をグレードアップしたこともあり、抽選番号の発表のたびに歓声が上がるなど、一喜一憂する表情がうかがえ、無事に開催できたことに加え、一段と盛り上がったイベントになったと感じております。

御嵩町町制施行70周年記念事業について申し上げます。

本年度から順次開催しております70周年記念冠事業につきましては、直近では先ほどのみたけの森まつりに加え、先月19日にビッグ人文字作戦を無事に開催することができました。このビッグ人文字作戦は、町内全ての小・中学生が一堂に会して行う初めての試みであり、70周年という節目の年に実施できたことは大きな意義があったと感じております。

また、同日には、中学生を対象とした講演会と書画のライブパフォーマンスも開催いたしました。これは、中学生の自己肯定感を少しでも高めたいという強い思いから企画したものでございます。講演では、「あなただからこそ出来ることがある」と題し、心に響くお話をしていただきました。また、力強い書画のライブパフォーマンスも披露していただき、生徒たちにとっても非常に貴重な経験になったことと思います。

このように講演会を実施できたこと、そして節目の年にふさわしい形で事業を展開できたことに、改めて大きな意義を感じているところでございます。

アスリート交流・スポーツ教室について申し上げます。

未来を担う子供たちの健やかな成長と、夢に向かって果敢に挑戦する心を育みたいという願いを込めて、昨年度から取り組んでいる事業に加え、本年度からはアスリート交流・スポーツ教室を実施いたしております。具体的な事業が始動いたしましたので、その内容を御紹介させていただきます。

まず、昨年度実施いたしました走り方教室からステップアップしたかけっこ教室を、先月から小・中学生を対象として開催しております。教室は、9月にかけて御嵩小学校、向陽中学校で計5回、中京大学名誉教授の安藤好郎先生をアドバイザーとしてお迎えし、子供たちが走る楽しさを知り、そのコツをつかむことができる、そんな機会を提供しています。

そして、今月13日には、パリパラリンピックへ出場された義足のアスリートである井谷俊介選手を共和中学校にお迎えし、生徒に対する講演と実技体験を実施いたします。井谷選手が経験されてきた困難を乗り越える力、そして多様な生き方があることを学ぶかけがえのない機会

になることを期待しております。

さらに、28日には、100メートル元日本記録保持者であり、陸上とボブスレーという異なる分野で日本人男子としては初めて夏と冬の両方のオリンピックに出場された青戸慎司さんをお迎えいたします。トップアスリートの卓越した技術に触れ、その経験から語られる夢や挑戦について、子供たちが直接触れ、大いに学び、刺激を受ける貴重な機会となるのではないかと思います。

これらの体験を通じて、子供たちがスポーツの持つ魅力そのものを肌で感じ、自身の秘めたる可能性を大きく広げる、そんなすばらしいきっかけになることを心から願っております。

みたけファンクラブTake-Miについて申し上げます。

多くの皆様の御支援により、5月末日現在、会員数1,044名を数えるに至りました。会員になっていただいた皆様、そして会員募集に御尽力いただきました関係各位に対しまして、この場をお借りし、改めて感謝を申し上げます。

このみたけファンクラブTake-Miは、「みたけの町をフィールドに、宝物を見つける探検家たちの集まり」をコンセプトに、単なる情報発信にとどまらないコミュニティ形成を目指しております。事務局が本町の旬の情報を不定期で発信する「きょうのみたけ」に加え、会員自身が町内で撮影した写真や心に残ったエピソード、本町への思いなどを投稿する「たびの記録」といった取組は、本町の魅力を広く町内外へ発信いたします。町民の皆様自身が、日々の暮らしの中にある地域の宝を再発見し、互いに共有し合うことで、自らの町への愛着や誇りを一層深めていただくための重要な機会ともなります。

また、新しい御嵩町をみんなでつくり上げていくためのアクションプログラムである「みたけまるごとクエスト」を開始いたしました。これは、やってみたい、手伝いたいを形にし、地域への貢献や新しい発見、そして人々への温かい交流を楽しみながら体験できる参加型・協働型のアクティビティーでございます。随時、御嵩町ファンクラブサイトにて情報を更新してまいりますので、ぜひともこのクエストに挑戦していただければと思っております。

さらに本年度は、地域課題解決とそれを楽しむ工夫として、外部の視点から本町の魅力を再発見し、その価値を町民の皆様と共有していくため、町内を巡るモニターツアーの実施を企画しております。ツアー参加者からの御意見をいただき、新たな観光コンテンツの開発に生かすことはもちろん、そこで語られる本町の魅力や改善点を町内にフィードバックすることで、町民全体のシビックプライドの醸成やまちづくりへの主体的な関心を喚起することにつなげてまいりたいと考えております。

ファンクラブの名前の由来は、「Take me Mitake」（私をみたけに連れて行って）であります。町外の方々に御嵩町を訪れたいと思っていただく魅力づくりであると同時に、町民一人一

人が自信と誇りを持って、私たちの御嵩へどうぞと大切な人を招き入れたくなる魅力ある地域づくりであることから、引き続き情報発信の充実を力強く推進してまいります。

まちづくりネットワーク「みたけのえんがわ」の立ち上げ、そしてその始動について申し上げます。

公約の一つとしておりましたまちづくり協議会の構想は、先月24日に開催いたしましたまちづくり講演会をキックオフとし、まちづくりネットワーク「みたけのえんがわ」としていよいよ始動いたしました。この名称には、かつて日本の家屋にあった縁側のように、多様な立場の人々が、年齢や肩書にとらわれず、気軽に集い、未来に向けた対話ができる開かれた場にしたいという強い思いが込められております。

「みたけのえんがわ」は、単なる情報交換の場にとどまりません。地域で情報を持って活動されている団体や個人の皆様が、自らの取組やビジョン、課題意識などを参加者全員で共有し、互いに刺激を受け学び合うプラットホームとなるよう育てていきたいと考えております。時には、町外から先進的な取組を実施されているゲストスピーカーをお招きし、新たな視点や知見を地域にもたらす機会も設けてまいります。

さらに、この「みたけのえんがわ」が持つもう一つの重要な機能が、人と人、団体と団体、そしてアイデアと資源をマッチングする機能でございます。こんな活動がしたいが仲間が足りない、この地域課題にこんな専門知識を持つ人の助けが必要だ、私たちの団体が持つこの資源を他の活動にも役立てられないか、そうした多様なニーズがこのえんがわに集まり、効果的に引き合わせ、つなぎ合わせることで、具体的な協働プロジェクトの創出や課題解決のアクションを加速させる触媒となることを目指しております。

本年度は、この「みたけのえんがわ」にとっても重要な助走期間と位置づけ、団体や個人の方々にも継続的に参加を呼びかけながら、年間を通じて定期的に開催し、実りあるネットワーク組織へと育ててまいります。

複業人材の活用による情報発信について申し上げます。

昨年度末に締結いたしました株式会社Another works様との民間複業人材に関する連携協定に基づき、本町の魅力を効果的にアピールし、町外における認知度向上と町民自身の郷土への愛着心向上という両面からの取組を強化するため、タウンプロモーションアドバイザーの公募を行いました。

その結果、全国から30名もの意欲ある民間の方々に御応募いただき、書類選考と面談を経て、専門的な知見と熱意を持つ御嵩町タウンプロモーションアドバイザーを選定いたしました。今後約半年間、選定したアドバイザーと緊密に連携を図りながら、本町の現状やポテンシャルを客観的に分析し、また本町の魅力や魅力的な情報をどういった層へと訴えていくべきかといっ

たターゲットの明確化などに取り組み、戦略的な情報発信を進めてまいります。

本町が持つすばらしい資源や魅力を、町民の皆様と共有するためのメッセージ発信に注力し、本町の魅力を共に考え、つくり上げていく機運を高めるとともに、町外への発信についても視野に入れながら、今後の事業展開へつなげていきたいと考えております。

重要文化財願興寺本堂修理事業について、その保存と活用について申し上げます。

現在は、本堂の組み立て直しが順調に進んでおり、耐震のための鉄骨を用いた構造補強、本堂床板の取付けが完了し、屋根の組立てが進められております。本年度秋からは、長らく修理工事中の本堂を覆っていた素屋根も取り外しが始まり、かつての願興寺本堂を再び見ることができるようになってまいります。この今しか見られない願興寺を本町の小・中学生にも見学してもらえよう計画しているほか、一般の方向けの見学会も開催できるよう調整を進めております。

令和8年度の本堂修理工事完了を迎えるに当たり、昨年度、有識者を中心とする重要文化財願興寺の保存と活用に関する計画策定委員会を組織いたしました。ワークショップを含む全7回にわたり委員会を開催し、重要文化財を多数有する願興寺の貴重な資源の保存と活用をどのように進めていくべきか、熱心な御議論をいただきました。

本計画の中では、文化財や境内施設などを含む願興寺一帯の保存と維持管理に向けて、今後、文化遺産の継承とまちづくりの拠点として本町が活用していくべき方針について、その方向性を策定委員会からの提言として計画の中にまとめていただきました。令和7年度からは、計画の中で提言されている内容を精査しながら、保存と活用、そして周辺のにぎわい創出に向けた取組などを検討し、実現に向けて一歩ずつ進めてまいりたいと考えております。

亜炭鉱跡対策事業について申し上げます。

実質、本年度から実施いたします南海トラフ巨大地震旧鉱物採掘区域防災対策事業では、事業費約80億円を活用し、4年間かけて亜炭鉱廃坑対策を進めてまいります。

今回の事業におきましても、早々に事業を進めるべく、先月2日には御嵩町亜炭鉱跡対策検討委員会を開催し、今回の事業計画をお認めいただきました。また、同14日に開催されました令和7年度第3回臨時会におきまして、前4期（伏見・比衣地区）、前5期（顔戸地区）の工事請負契約締結に係る議案を議決いただいたところでございます。

今後は、工事の進捗を管理していくとともに、他計画地の亜炭層や亜炭鉱跡の空洞調査を順次進めてまいります。引き続き、本事業に対する御理解と御協力をお願いいたします。

新庁舎等整備事業について申し上げます。

効率的かつ効果的な施設整備を図るため、設計・施工・維持管理を一括して発注するDBO方式を採用し、事業を進めております。現在は、プロポーザル参加事業者からの企画提案を受

け付けている段階であり、7月頃をめどに事業者決定及び契約締結を予定しております。

なお、本事業の進め方に当たっては、町民の皆様が使いやすい庁舎機能の導入を図るため、ワークショップなどにおいて御意見やアイデアをお聞きし、進めてまいります。第1回目のワークショップを7月下旬頃に開催する予定としておりますので、多くの町民の皆様の御参加をお待ちしております。

また、現庁舎の安全対策にも取り組んでまいります。必要な耐震性を満たしていない現庁舎は使用せず、敷地内に新たに整備する仮設庁舎及び北庁舎などへの機能移転を進めてまいります。現在、機能移転に向けた実施設計を進めており、具体的なレイアウトや移転時期などが固まってまいりましたら、改めて広報紙などによりお知らせをさせていただきます。

町民の皆様の安全・安心をお守りすべく、スピード感を持って取り組んでまいりますので、よろしくお願いをいたします。

名鉄広見線について申し上げます。

先月開催いたしましたみたけ未来トークでは、御嵩町として、みなし上下分離方式による名鉄広見線の存続という方針で協議に臨んでいくということを町民の皆様にお伝えさせていただきました。本年1月、2月に開催いたしました説明会でもお伝えいたしましたとおり、この問題は、単なる存続、単なるバス転換ではなく、まず町の目指すべき姿を実現する手段として、どちらが適切な手段なのかを様々な視点から整理し、総合的な視点で熟慮してまいりました。鉄道の在り方が変わることが、まちづくりをリスタートさせるきっかけであると捉え、地域観光の効果的な移動・誘客の手段として生かすことや、住み続けられる地域であるための移動手段という価値を確保しつつ、鉄道自体も地域資源の一つとしてにぎわいづくりに生かしていきたいと考えております。そして、あのとき廃線にしなくてよかった。鉄道があったからこそ、町の目指すべき姿が実現できたという未来を実現したいと考えております。

今後は、沿線市町や名鉄と本格的に協議を進めてまいります。その協議の状況全てお伝えしていくことは困難ではございますが、適切なタイミングで御報告できればと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

リニア発生土置場計画について申し上げます。

瑞浪市大湫町地内で発生いたしましたトンネル掘削が原因と考えられる地下水位の低下の問題が解消されていない現状におきましては、本町の発生土置場に関するＪＲ東海との協議再開について、慎重にならざるを得ない状況が続いております。

一方で、万が一、本町においても大量の湧水や地下水位の低下が発生した際に、比較データとして活用することができるよう、リニア本線トンネル掘削前の地下水の状況を把握する本町独自の対策事業を進めております。本事業の調査範囲は、ＪＲ東海が同様の調査を実施する範

圃のさらに外側において実施しており、5月に井戸10か所、湿地5か所において1回目の調査を終えたところであります。今後は、8月、11月、翌年2月にも実施し、計4回の調査を実施することで、年間を通じた変動も把握してまいります。

最後に、本定例会に提出いたしました案件について申し述べます。

財産の取得につきましては、2件ございます。

1件目は、様々な場面で活用が見込める車両を購入するものでございます。災害時には避難所でトイレカーとして活用するほか、平時にはイベント、移動期日前投票所、防災訓練などでも活用をいたします。

2件目は、経年劣化によりパフォーマンスが低下した中学校教職員用の校務端末等を更新するものでございます。昨年度の小学校教職員用校務端末の更新に続き実施するもので、このたび契約の準備が整いましたので、本定例会において議案を提出するものでございます。

続いて、令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）の概要について御説明申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、各種物価高騰対策事業実施に伴う物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を7,909万9,000円、伏見小学校大規模改造事業の歳出予算増に伴う町債を9,840万円計上しております。

次に、歳出の主なものとして、民生費では定額減税調整給付金（不足額給付）事業として歳入と同額を計上したほか、中児童館の解体工事費、仮設児童館設計委託料をはじめとした仮設児童館関係経費に2,434万3,000円を計上しております。

衛生費では、新型コロナワクチン定期接種に係る個別予防接種委託料に1,427万1,000円を計上したほか、子育て世帯ごみ袋無料配付事業として362万4,000円を、水道基本料金減免事業として3,632万3,000円をそれぞれ計上しております。

これらを踏まえ、補正予算額は、歳入歳出ともに2億6,145万7,000円を追加する内容となっております。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告とともに、提出議案の概要及び令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

本定例会に提出する案件といたしましては、町長報告1件、一般会計をはじめとする補正予算が3件、条例1件、その他案件2件の合計7件であります。

後ほど担当から詳細について御説明を申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（大沢まり子さん）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子さん）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 鈴木篤志さん、2番 広川大介さんの2名を指名いたします。

会期の決定

議長（大沢まり子さん）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る5月8日の議会運営委員会において、本日より6月13日までの10日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より6月13日までの10日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いいたします。

諸般の報告

議長（大沢まり子さん）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりを御覧ください。

1. 定例監査実施報告書、2. 随時監査実施報告書、3. 財政援助団体等監査実施報告書、4. 例月現金出納検査の結果について（令和7年2月分から4月分まで）、以上の4件、写しを配付し議長報告に代えさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

町長報告を行います。

報告第4号 令和6年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

おはようございます。

それでは、報告第4号 令和6年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について御説明をさせていただきます。

諸般の報告つづり3ページをお願いいたします。

令和6年度御嵩町一般会計予算のうち、総務費、民生費、土木費及び消防費を令和7年度に繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越額を報告するものがあります。

4ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書でございます。

繰越明許費11件について、款項及び事業名ごとに、翌年度繰越額、財源の内訳などを記載しています。表の中ほどの金額欄は、令和6年度の繰越明許費で定めた翌年度へ繰越しができる限度額を表しています。その右横の翌年度繰越額欄が限度額の範囲内で、実際に令和7年度へ繰越した金額を表示しています。事業内容については既に御説明しておりますので、省略させていただきます。

それでは、まず1点目、仮設庁舎実施設計業務委託事業については、契約金額において繰越しを行っております。

続いて、新庁舎等整備事業に係るプロポーザル評価委員会事業は、6名分の委員の予算を確保しておりましたが、5名分の委員の予算について繰越しを行っております。

3点目、低所得世帯支援給付金事業は、予算全額を繰越ししております。

4点目、道路維持事業は、一部の工事について令和6年度中に前払い金の支払いが完了しておりますので、前払い金を除いた予算額を繰越ししております。

5点目の橋梁維持事業は、欠橋の補修設計で、国の補正予算に基づく事業で予算全額を繰越ししております。

6点目の河川維持事業と7点目、可茂消防御嵩分署移転用地充填事業は、いずれも令和6年度中に前払い金の支払いが完了しておりますので、前払い金を除いた予算額を繰越ししています。

8点目の消防防災施設整備事業から、最後の南海トラフ巨大地震旧鉱物採掘区域防災対策事業までの4事業は、設定した予算と同額を繰越ししております。

表の一番右側が一般財源になります。令和6年度から令和7年度へ繰り越す一般財源の合計は、右側一番下3,504万円となります。

以上で、令和6年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（大沢まり子さん）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提出されました議案第35号から議案第40号までの計6件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件6件を議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第35号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について、議案第39号 財産の取得について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

それでは、議案第35号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）の2ページをお願いいたします。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に2億6,145万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を90億2,556万7,000円とする旨規定しています。

第2条では債務負担行為の補正を、第3条では地方債の補正を規定しています。

まず、債務負担行為の補正について説明をしますので、5ページをお願いします。

今回、次期校務システム構築業務を1件追加しております。これは令和7年度、令和8年度において事業を実施しますので、債務負担行為を設定するものです。限度額を189万9,000円としております。

6ページをお願いします。

地方債の補正について説明いたします。

今回は伏見小学校大規模改造事業の変更をお願いします。補正前限度額5億3,430万円から9,840万円を増額し、6億3,270万円としております。工事費を増額いたしましたので、相当額について今回増額させていただきます。

続いて、歳入歳出予算について説明いたしますので、9ページをお願いします。

まず、歳入です。

款14使用料及び手数料、目03衛生手数料は、物価高騰対応事業としてごみ袋無料配付事業を実施することに伴い、ごみ収集手数料を784万円減額しております。

次の表です。

款15国庫支出金、目02民生費国庫補助金3,233万2,000円と、目03衛生費国庫補助金4,676万7,000円は、物価高騰対応事業に係る国からの交付金です。

目05教育費国庫補助金194万7,000円は、校務システム導入への補助金です。

款16県支出金、目05教育費委託金、節01教育総務費委託金は、地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金の交付決定が当初予算を上回ったこと、また文化系のクラブ活動についても委託金の採択を受けましたので、82万7,000円を増額しています。節02小学校費委託金は、ふろさと魅力体験事業委託金の採択に伴い、81万1,000円を増額になります。

次のページ、10ページをお願いいたします。

款19繰入金、目01財政調整基金繰入金は、今回の財源調整になります。目07森林環境整備基金繰入金は、町有林管理用のウッドチップパーが故障したことに伴い、購入費用に充てさせていただきます。

款21諸収入、目06雑入は、集会所のエアコン整備事業とクロスカントリー大会がコミュニティ助成事業の採択を受けたことに伴い、300万円を増額しております。

款22町債は、先ほど地方債補正にて御説明したとおりです。

続いて歳出について説明いたしますので、11ページをお願いします。

款02総務費、目01一般管理費125万4,000円は、NHK受信料未契約分に係る放送受信料になります。

目14自治振興費120万円は、集会所のエアコン設置に伴う補助金になります。

款03民生費、項01社会福祉費、目02国保年金事務等取扱費は、高額療養費の基準見直しに係るシステム改修に充てるため、繰出金19万8,000円を増額しています。

目10物価高騰対策費3,233万2,000円は、令和6年度に実施しました定額減税調整給付金事業の給付金対象者のうち、令和6年分の所得税の確定により、当時の給付金に不足額が発生した人を対象に不足額を給付しますので、給付金をはじめ人件費や消耗品費、システム改修委託料など必要な予算を増額させていただきます。

12ページをお願いします。

一番上の表の項02児童福祉費、目02児童運営費は、保育園の調理等委託事業について業者決定の結果、令和7年度の事業費が当初予算を上回ったため増額させていただきます。

目03児童館費2,434万3,000円は、中児童館の解体、仮設児童館の整備事業に伴う設計委託料や整備工事費など必要な予算を増額しております。

次の表、款04衛生費、項01保健衛生費、目02予防費1,427万1,000円は、新型コロナワクチン定期接種に係る委託料です。

項02清掃費の目01し尿塵芥処理費362万4,000円は、物価高騰対応事業として子育て世帯の負

担軽減を図るため、ごみ袋無料配付事業を実施しますので、ごみ袋の製作費や郵便料、ごみ袋の配付業務の委託料を計上しております。

13ページをお願いします。

項03上水道費、目01上水道費3,632万3,000円は、水道料金の基本料金減免事業への補助金になっています。こちらも物価高騰対応事業になります。

次の表、款06農林水産業費、目03町有林管理費、節17備品購入費は、町有林管理用のウッドチップの購入費用です。

目05生活環境保全林費、節10需用費は、クロスカンントリー大会実施に伴い、選手・関係者の安全確保を図るため、連絡通路の修繕料を143万円増額しております。

一番下の表、款10教育費、目02事務局費の節07報償費54万円は、地域文化クラブの指導者謝礼金になります。節10需用費は、地域スポーツクラブと文化クラブの活動に必要な消耗品費を計上しております。節11役務費2万6,000円は、地域文化クラブの指導者登録手数料になります。節12委託料657万円は、各学校で使用する次期校務システムのシステム構築業務委託料になります。節18負担金、補助及び交付金6万4,000円は、地域文化クラブへの補助金になります。

14ページをお願いいたします。

一番上の表です。

項02小学校費、目01学校管理費、節14工事請負費1億3,086万4,000円は、伏見小学校大規模改造工事において令和6年度の工事費確定により減額補正しました相当額について、令和7年度で増額補正をするものです。

目02教育振興費81万1,000円は、伏見小学校の4年生から6年生を対象にしたふるさと魅力体験事業の実施に伴い、必要経費を増額させていただきます。

次の表です。

項03中学校費、目02教育振興費394万2,000円は、共和中学校の次期校務システム構築料とNHK受信料未契約分に係る放送受信料の御嵩町の負担分を増額させていただきます。

一番下の表になります。

項04生涯学習費、目05文化財維持費76万7,000円は、岐阜県文化を切り口とした地域活性化プロジェクト実行委員会の負担金と、御嵩薬師祭礼の大山・曳山の移動及び保管場所の賃借料への補助金になります。

15ページをお願いします。

項05保健体育費、目02海洋センター費は、コミュニティ助成事業の事業採択に伴い、財源内訳の変更をしております。

16ページ、17ページには給与費明細書、18ページには債務負担行為に関する調書、19ページには地方債の現在高の見込みに関する調書をおつけしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第35号 令和7年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。

続いて、議案第39号 財産の取得について説明をいたしますので、議案つづり（その2）2ページをお願いいたします。

次のとおり物品を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

取得する物品は、災害対応多機能車両。

取得の方法は、随意契約です。

取得金額は、1,210万800円。

取得の相手方は、岐阜県可児市瀬田800番地1、株式会社トイファクトリー、代表取締役藤井昭文でございます。

今回購入いたします災害多機能車は、災害時にはトイレカーや救護室、災害対策本部など多様な活用が可能であるほか、平時にはイベントや選挙事務等でも活用をいたします。

資料つづり（その2）3ページをお願いいたします。

売買仮契約書の写しを添付しております。

令和7年5月28日に仮契約を締結しております。

4ページには入札執行結果公表一覧表を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第39号 財産の取得についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

議案第36号 令和7年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第38号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野克彦さん。

保険長寿課長（日比野克彦さん）

それでは、議案第36号 令和7年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算つづり、22ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億6,419万8,000円とするものでございます。

明細について説明させていただきますので、25ページをお願いいたします。

上段、歳入です。

款05繰入金、項01他会計繰入金、目01一般会計繰入金は、システム改修に伴う事務費繰入金で19万8,000円の増額となります。

次に、下段、歳出です。

款01総務費、項01総務管理費、目01一般管理費は、高額療養費制度の基準見直しに伴うシステム改修委託料で19万8,000円の増額となります。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

続いて、議案第38号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは4ページになりますが、資料つづりにて説明をさせていただきます。資料つづりの3ページをお願いいたします。

改正趣旨でございますが、御嵩町自治会連合会の負担を軽減するため、御嵩町行方不明高齢者等SOSネットワーク事業運営協議会の委員構成から、御嵩町自治会連合会を代表する者を削除する改正を行うものです。

概要につきましても、御嵩町行方不明高齢者等SOSネットワーク事業運営協議会の委員構成から、御嵩町自治会連合会を代表する者を削るものであります。

施行日は公布の日となります。

4ページ、5ページが新旧対照表となりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第38号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子さん）

議案第37号 令和7年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 木村公彦さん。

上下水道課長（木村公彦さん）

それでは、議案第37号 令和7年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算つづりの28ページをお願いいたします。

今回の補正の内容といたしましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けて

いる生活者や事業者に対し支援を実施するため、水道基本料金4か月分を減免するためのもの
でございます。

第1条は補正予算を定める総則、第2条は水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び
支出の予定額の補正で、収入・支出とも95万5,000円を増額し、6億1,645万5,000円とするも
のでございます。

第3条では、水道料金の減免実施のため、一般会計から補助を受ける金額を3,615万5,000円
に補正してございます。

次の29ページ、補正予算実施計画は後ほどお目通しいたきまして、30ページの補正予算実
施計画明細書を御説明いたします。

収益的収入及び支出といたしまして、収入の款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収
益、節1水道使用料は3,520万円の減額、項2営業外収益、目5他会計補助金、節1他会計補
助金は3,615万5,000円の皆増です。

次に、支出の款1水道事業費用、項1営業費用、目4総係費、節22委託料は、料金システム
改修業務等委託料で90万円の増、節23印刷製本費は、減免案内周知文書印刷費として5万
5,000円の増でございます。

以上で、議案第37号 令和7年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）の説明とさせてい
ただきます。御審議のほどよろしく願ひいたします。

議長（大沢まり子さん）

議案第40号 財産の取得について、朗読を省略し、説明を求めます。

教育参事 高木雅春さん。

教育参事兼学校教育課長（高木雅春さん）

それでは、議案第40号 財産の取得について説明をいたします。

議案その2の4ページをお願いいたします。

次のとおり物品を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び御嵩町議会の議決に
付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるも
のです。

1. 取得する物品は、御嵩町中学校・共和中学校教職員用校務端末です。
2. 取得の方法は、指名競争入札。
3. 取得金額は、1,537万8,000円です。
4. 取得の相手方は、岐阜県可児市羽崎495番地1、中部事務機株式会社東濃支店、代表取
締役 辻慶一でございます。

中学校教職員が校務で使用している端末が購入後9年を経過し、パフォーマンスがかなり低

下しているため、3中学校計59台の校務用端末を購入するものです。

次に、資料つづり（その2）の5ページをお願いいたします。

売買契約書の写しを添付しております。

5月30日に仮契約を締結しており、履行期限は令和7年9月30日としております。

次に、6ページをお願いいたします。

こちらには、入札執行結果公表一覧表を添付しております。後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第40号 財産の取得についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願
いいたします。

散会の宣告

議長（大沢まり子さん）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は6月10日午前9時より開会しますので、よろしく願います。

これにて散会いたします。お疲れ様でした。

午前9時57分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 大 沢 ま り 子

署 名 議 員 鈴 木 篤 志

署 名 議 員 広 川 大 介

